

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富良野市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富良野市長

公表日

令和7年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に規定する児童手当に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童手当に関する父母指定者の届出 ②受給資格者からの認定請求、審査・認定 ③現況届
③システムの名称	総合行政システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、別表第一56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二26, 30, 87, 106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条, 第44条, 第53条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二74, 75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条, 第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富良野市教育委員会教育部
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課（電話0167-39-2300）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部市民課（電話0167-39-2310）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	住基ネットを利用してマイナンバーを取得するのではなく、申請者から直接マイナンバーの提供を受け、その後、記載された番号の真正性を確認している。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	富良野市のシステムでは、情報提供ネットワークを通じた情報照会に関し、利用可能な端末、職員、参照範囲を必要最小限に制限するアクセス制御を設定している。さらに、権限を有する職員に対しては事務取扱研修において離席時のログアウト徹底を周知し、併せて運用状況の監視を実施している。これらの措置により、目的外での情報取得リスクは十分に低減されていると判断する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I-1-③ システムの名称	総合行政システム	総合行政システム、電子申請システム	事前	
平成29年4月3日	I-5-① 部署	富良野市保健福祉部保険医療課	富良野市市民生活部市民課	事後	
平成29年4月3日	I-5-② 所属長	保健医療課長 安西義弘	市民課長 関澤博行	事後	
平成29年4月3日	請求先	〒076-0018 北海道富良野市弥生町1番3号 富良野市保健福祉部保健医療課(電話0167-39-	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部市民課(電話0167-39-	事後	
平成29年4月3日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年10月20日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月3日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年10月20日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年7月12日	I-3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第	行政手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1	事後	
平成30年7月12日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二26、30、87の	事後	
平成30年7月12日	I-5-② 所属長の役職名	市民課長 関澤博行	市民課長	事後	
平成30年7月12日	II-1 いつ時点の計数か	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部市民課(電話0167-39-	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	事後	
平成30年7月12日	II-2 いつ時点の計数か	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部市民課(電話0167-39-	事後	
平成30年7月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月12日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する 規則等の改正に伴う変更
令和2年7月1日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二26、30、87の	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二26、30、87、1	事後	
令和2年7月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二26、30、87、1	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二26、30、87、1	事後	
令和7年12月1日	I-1-② 事務の概要	・児童手当法に規定する児童手当又は特例給付 に関する事務の処理を行っている。	・児童手当法に規定する児童手当に関する事務 の処理を行っている。	事後	
令和7年12月1日	I-1-② 事務の概要	①児童手当又は特例給付に関する父母指定者の 届出	①児童手当に関する父母指定者の届出	事後	
令和7年12月1日	I-5-① 部署	富良野市市民生活部市民課	富良野市教育委員会教育部	事後	
令和7年12月1日	I-5-② 所属長の役職名	市民課長	こども未来課長	事後	
令和7年12月1日	VI-8		住基ネットを利用してマイナンバーを取得するの ではなく、申請者から直接マイナンバーの提供を受	事後	
令和7年12月1日	VI-11		富良野市のシステムでは、情報提供ネットワー クを通じた情報照会に関し、利用可能な端末、職	事後	
令和7年12月1日	II-1	令和2年4月1日	令和7年12月1日	事後	
令和7年12月1日	II-2	令和2年4月1日	令和7年12月1日	事後	